⑶　近畿農政局における「鋼構造物工事」に係る平成23・24年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記⑶の再認定を受けた者を除く。

⑸　平成８年４月１日以降に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１者が同種工事の施工実績を有すること。また、共同企業体としての施工実績は出資比率が20％以上のものに限る。

なお、元請けとして「自ら製作・据付」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件としたものである。また、据付も同様である。

同種工事とは、ダム用水門扉工で水中施工（潜水作業を含む）により施工した工事とする。

また、当該実績が各地方農政局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評価点合計が入札説明書に示す点数未満のものは、施工実績として認めないものとする。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　配置予定技術者の資格

ア　監理技術者　監理技術者資格者証を有する者。ただし、監理技術者資格者証を平成16年３月１日以降に交付されている場合は、監理技術者講習修了証も有する者）

建設業法第15条第２号イ又はハで定めている者

イ　主任技術者　建設業法第７条第２号イ、ロ又はハの何れかで定めている者

②　平成８年４月１日以降に元請として自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した上記２の⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。

なお、元請けとして「自ら製作・据付」とは、自社工場での製作に限定するものではなく、その施工能力（総合的な企画、調整及び指導）があることを条件としたものである。また、据付も同様である。

③　共同企業体の場合の配置すべき技術者は、構成員の１社以上が監理技術者、その他の構成員は主任技術者とする。

⑺　技術提案が適正であること。技術提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足する内容であること。この技術提案が不採用となった場合で標準案に基づいて施工する意志がある場合、また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、入札説明書に示す様式により標準案に基づいて施工する意志を記載し提出すること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札時までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15九総第412号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　ＩＳＯ9000ｓの認証を㈶日本適合性認定協会（ＪＡＢ）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から取得している者又は開札時において取得している者であること。

⑾　本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することができない。

⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　保守サービス体制　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサービス組織含む）に、設備、製品に対する保守サービス体制が、迅速に対応できる範囲に整備されていること。

３　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　ヒアリング

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、上記３の⑴評価項目①施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。

③　「加算点（技術提案）」の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案）について評価した結果、得られた「評価点数」が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に40点、その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を与える。また、「加算点（ヒアリング）」については技術提案等をもとにヒアリングを行い、ヒアリング結果に応じて、得られた「評価点数」を加算点として与える。

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」及び「施工体制評価点」並びに「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。

⑤　施工体制評価点の評価結果が低いものに対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。

なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の「評価値」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者かつ適切な「評価値」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行う。